

議第 2 2 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」といいます。）の一部改正により，会計年度任用職員制度が創設されたことを受け，同制度の運用上の留意事項等を示した国の技術的助言の内容を踏まえ，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

会計年度任用職員については，法に定めるサービスに関する各規定が適用されることから，任用に当たりサービスの宣誓を行う必要がありますが，国の作成した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」（総務省自治行政局公務員部）において，会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み，それぞれの職員にふさわしい方法でサービスの宣誓を行うことが可能であると示されました。

これを踏まえ，会計年度任用職員のサービスの宣誓については，任用形態や任用手続に応じて，他の職員のサービスの宣誓とは別に定めることができるとします。

また，様式について所要の規定の整理をします。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日